

第3回岩手県東日本大震災津波復興委員会
委員からの御提言

1. 石川 育成 委員
2. 桑島 博 委員 p. 1
3. 植田 眞弘 委員 p. 3
4. 大井 誠治 委員 p. 6
5. 長澤 壽一 委員 p. 8
6. 福田 泰司 委員 p. 10
7. 高橋 眞裕 委員
8. 遠藤 洋一 委員 p. 11

第3回「岩手県東日本大震災津波復興委員会」への提言（要旨）

岩手県社会福祉協議会 会長 桑島 博

「岩手県東日本大震災津波復興委員会」では、これまで2回の会合において「復興の方向」の柱建てが議論されたところである。議論は極めて多方面に亘りかつ長期的な展望のもとに行われているが、このうち被災者の生活再建とそれに欠かせない福祉サービスの再構築について、当職の意見を述べたい。

1 被災者の自立的な生活再建をどのように支援していくかについて

- 震災後2か月を経過した現在も被災者に対する応急救助が続けられ、本格的な復旧・復興への道は未だ遠いとの感想をもつ。
したがって、まずは瓦礫の撤去など、被災地域の経済社会生活基盤の回復を急ぐとともに、義援金や災害弔慰金・災害障害見舞金・被災者生活再建支援金の早急な交付により、被災者の当面の生活をしっかり支えることが必要。
- 次の段階として、被害が大きかった方々には、災害援護資金や母子寡婦福祉資金（住宅資金等）、生活福祉資金など、生活再建のための資金貸付制度の周知と、活用の便宜を図り、早急に生活再建の途につけるような強力な支援が必要。
- また、被災者の生活再建は、容易なことではない。生活再建が実現するまでは応急仮設住宅などでの居住が継続できるよう、法制度の改正等が必要ではないか。
- 被災者にとっては、
 - ①住宅再建など居住の確保
 - ②就労など生活基盤となる収入の確保
 - ③高等教育を含む教育機会の確保
 - ④必要な医療・福祉サービスの確保
 - ⑤親族やコミュニティなどの絆の回復といった課題があり、どれ一つでも欠けては真の生活再建にならない。これらの課題を同時に解決できる道筋を示し、一日も早く将来のビジョンを描けるようにすべき。
については、被災者の多様な相談に総合的に対応することが可能で、かつ、解決までの途筋までを示せるような相談対応機関を市町村に1か所以上設置し、専門のスタッフを配置する必要があるのではないか。イメージでいえば、地域包括支援センターの機能の中に、消費生活相談、保育・児童相談等にも対応できるような、これまでに例を見ないような「総合相談支援機関」の設置を考えてみたい。
また、内陸部に避難している方々の相談にも対応できる相談機関が必要。

2 新たなまちづくりの姿をどのように描いていくかについて

- 新たなまちづくりの姿を描くに当たっては、人口減少と高齢化の現実をしっかりと見据え、医療・福祉サービスが必要な方々に、効率よくきちんと行き渡るようなサービス提供基盤の整備を、あらかじめまちづくり構想の柱の一つとして掲げるべき。

なお、医療・福祉サービスの積極的な整備は、一定の雇用を産み出し、地域経済の活性化にもつながるものとするもの。

- また、制度的なサービスでは対応できないニーズに対する福祉的支援（買い物支援、見守りなど）を行うため、地域の支え合いによる支援の仕組みづくりを担う、地域福祉コーディネーターの配置を拡充することについての検討が必要。

阪神淡路大震災においては、応急仮設住宅における孤独死の発生が見られたところであり、応急仮設住宅が集中する地区には、特に自死や孤独死が発生しないよう、コミュニティぐるみの活動を構築するため地域福祉コーディネーターの重点的配置を考えるべき。

3 新たなまちづくりと連動した保健医療福祉体制をどのように構築するかについて

- 被災地では多くの社会福祉施設も壊滅的な被害を受けた。福祉サービスの中核となる特別養護老人ホーム、障害者自立支援施設、保育所は、早急に復旧する必要がある。デイサービス事業所や訪問介護などの在宅サービス事業所も再開のために設備や訪問車両の復旧が必要となっており、児童館など子育て支援拠点の復旧も必要である。

これらの施設・事業所を運営する社会福祉法人は震災の人的・物的被害により負債のみ残るなど再建が困難となっているものがあるほか、被災者支援の最前線で活動しつつ地域福祉を担う市町村社会福祉協議会の中にも壊滅的な被害を受けて目下の活動にも支障をきたしてきているところがあるので、新たな補助制度の制定など特別の支援が必要。

- 施設の復旧に当たっては、福祉の各機能が発揮できる複合的施設として効率的に整備することを考えるべき。さらには、地域医療の再構築と合わせ、限られた医療と福祉の資源を機能させるための医療と福祉の連携も視野に入れるべき。

- 国の第1次補正予算に盛り込まれた応急仮設住宅地への仮設介護拠点の設置に当たっては、入居者の実情に応じ、介護だけではなく障害者の支援や子育て支援にも対応できるものとする必要があり、複数の社会福祉法人による共同設置・運営などにより多様なニーズに対応できる新たな形態も考える必要（徹底的な複合施設の整備の検討等）。

- 民生委員活動の再編に当たっては、単に亡くなった民生委員の補充を行うだけではなく、脆弱になった地域福祉力の再構築や応急仮設住宅地域のコミュニティ機能の醸成のため、震災以前より手厚い配置が必要。

提言：雇用の再建には“ものづくり産業”の新規立地が求められる

委員 植田 眞弘

- (1) 地域社会の復興・発展を図るためには「雇いを再建し地域経済の縮小を回避すること」は主要な課題である。しかし、大震災・大津波で甚大な被害を被った沿岸地域における雇いの再建は、大きな困難を伴う作業である。（製造業や商業・サービス業で約7割の事業所が被災しており、就業人口（被災前：約12万人）の半数が職を失っている。）
- (2) 震災前の沿岸地域の就業人口（12.2万人：国勢調査，2005年）に戻し、いっそうの発展を図るためには、経済特区指定等の支援策を国家プロジェクトとして推進することが不可欠。
- (3) その際、既に一定の産業集積を実現している地域にあつては、地場産業の復興・発展が最重要な課題であり、漁業を中核に水産加工業等を一体化させることで競争力を強化させ、復興・発展を図ることが課題となる地域もある。
- (4) 加えて、沿岸地域の雇いを再建し「発展する地域社会のモデル」として再生・新生させていくためには、「雇用吸収力の高い、経済のグローバル化に対応した高い国際競争力を有する新たな“ものづくり産業”の沿岸地域への集積」の可能性を模索することも必要。
- (5) その際、地域として人材育成と高速交通・港湾の整備、用地確保等の準備は必要。

三陸沿岸地域の創造的復興

<岩手県立大学の震災復興に向けた取り組み>

岩手県立大学（地域政策研究センター）

調査研究のテーマを設定する際、「自分たちに何ができるか」よりも、「被災者・被災地から何を求められているか」を重視しなければならない。

本学においては、専門性を生かせる以下の三つの復興研究領域を設定し、地域政策研究センターを中心に、それぞれの領域毎に学部横断的に取り組む体制を構築した。

- 1 コミュニティの絆を生かした暮らしの創造と再建（暮らしの領域）
- 2 地域特性を踏まえた産業経済の創造と再建（産業経済領域）
- 3 災害に強いまちづくりとインフラ・システム整備（社会・生活基盤領域）

1 コミュニティの絆を生かした暮らしの創造と再建（暮らしの領域）

(1) 被災者支援台帳（カルテ）の整備

刻々と変わる支援ニーズの把握と資源の調整を図ることを目的として、被災者支援台帳を整備する。

(2) 被災による心身への影響・障害への長期的対応

被災による心身への影響や障害への対応を、阪神淡路大震災等の研究成果を生かし、地域性に配慮しながら、長期的・継続的に取り組む。

(3) 社会的孤立防止と生活支援型コミュニティづくり

復興の要は、「助け合いの仕組みの再創造」である。本学が県等と連携して取り組んできた“おげんき発信”を基盤として、仮設住宅や在宅被災者の社会的孤立の予防及び孤立死の防止、買い物や外出などの生活支援ニーズに対応できる「生活支援型コミュニティ」を作る。

2 地域特性を踏まえた産業経済の創造と再建（産業経済領域）

(1) 地域産業の再建

漁業を中心とした地場産業を早期に復興し、観光との連携を踏まえた新しい地場産業を創出する。

(2) 新たな地域資源の創出

三陸ジオパーク構想の一環として、今回の津波被害の一部を「災害遺構」として

保存し、新たな観光資源として創出する。

(3) ものづくり産業の新規立地

沿岸地域に集積が可能なグローバル化に対応した競争力のある“ものづくり産業”の模索と、そのための環境整備（例えば「経済特区」など）のありかた。

3 災害に強いまちづくりとインフラ・システム整備（社会・生活基盤領域）

(1) 次世代へ「安心」を引き継げる防災未来先進県の構築

大津波や後背山地からの土砂災害，地球温暖化に伴う集中豪雨等の自然災害に強い未来都市の構築。

(2) 災害に強いネットワークシステムの創造

災害に強くより効率的な情報ネットワークシステムを自治体と連携して開発し，行政機能の強化を図る。

(3) 過去の震災復興政策の検証・評価・提言

過去の震災復興において立案・施行された様々な政策等について，その効果の検証と評価を行うとともに，新しい県土の姿を見据えた総合的な震災復興政策の在り方について提言を行う。

(4) 復興の記録・新たな防災文化の再構築

今回の大震災・津波や過去の津波災害（明治・昭和三陸大津波やチリ津波等）を通して得られた貴重な経験や災害遺構を後世に伝えるとともに，地域における防災文化を再構築する。

岩手の水産業復興に向けたこれからの取り組み

委員 大井 誠 治

1 つくり育てる漁業の再建について

本県の漁業は早くから沿岸に着目し、1960年代後半から普及拡大したワカメ、ホタテガイなどの養殖、毎年800万個前後の放流を実施し資源の回復に努めてきたアワビ、更には永年にわたり取り組んできたふ化放流事業が実を結び、1970年代後半から本県沿岸漁業の大きな柱となった秋サケなど、つくり育てる漁業に官民一体となり力を注いだ成果が、近年の本県漁業を支えている。

本県のこれらの種目は往時に比べ生産量は減少したものの、大震災前までは養殖ワカメ、天然アワビは全国1位、秋サケは北海道に次ぐ2位の生産量を維持するなど、その品質は全国的にも認知され、消費者からも高い評価を得ていたところである。

大震災前の岩手県における水産関連の生産額は、平成20年度実績では漁業生産額で453億円、水産加工品の出荷額で790億円、併せて1,243億円であり、関連する産業も入れれば沿岸地域における水産業の重要性は言うまでもなく、これが一瞬のうちに壊滅したことから、水産業界のみならず沿岸地域における産業・経済が受けたダメージは計り知れないものがある。

従って、沿岸地域の基幹産業である水産業の復興がなければ沿岸地域の復興はないものと考えており、水産業の復興が急務と考えているところである。

特に本県の誇るワカメ、アワビ、秋サケなどを主とするつくり育てる漁業の再建が復興の大きな第一歩になるものと確信しており、これらの再建のためには生産の基本となる漁場、秋サケ・アワビなどに係る種苗生産体制そして養殖施設の早急なる復旧が求められるところである。

2 漁業、流通・加工業の一体的な再構築について

生産面の再建はもとより、生産物を水揚げする魚市場、冷凍・冷蔵・製氷工場そして仲買人などの流通業者、更には前浜の原料を活用する加工業者など、水産業に関わる生産から流通・加工まで、どれか一つの機能の回復だけでは地域産業のサイクルは成り立たず、これらを一体的かつ素早く再生しなければ、漁業者を始め多くの関連事業者が廃業、撤退しかねない。

私は、流通加工業をはじめとする関連業界の方々に、「岩手はすぐに復活するぞ」といったメッセージを発信するとともに、「水産業を基幹とした沿岸地域の経済を引っ張っていきたい」との思いで、魚市場の早期再開を行ったところである。

これらの復興は自助努力では無理であり、国の全面的な財政的支援がなければならぬものであるが、その復興のあり方や形は、国の管理下で統制されることなく、地域の声を聞き、地域の特徴を生かしたものにできればと考えている。

3 漁港等の整備等について

県下の漁港も甚大な被害を受けており、漁船の安全な係留・荒天時の船の避難場所としての機能が失われるなど、今後の漁業再開に向けた漁業者の安全確保の大前提が崩壊している状況にある。

特に、本県漁業の基幹である養殖漁業においては、漁村の地先海面に養殖施設を設置し、養殖物の陸揚げや集出荷等が前浜の漁港で行なわれることから、移動用燃油費の削減がなされるなど、養殖漁業の生産性向上等に貢献しており、漁港と漁村の一体的な関係を保ちながら地域の水産業が成り立っている。

このように水産業の拠点であって、密漁監視や地域の伝統文化継承などの機能を有する水産業・漁村の復興のためには、今般の津波により甚大な被害を受けた漁港を早期に復旧・復興することが、必要不可欠であると考えている。

また、今回の震災を受け、高地への集落移転が報道等で大きく取り上げられているが、集落移転が長期に渡るとなると、仮設住宅暮らしを余儀なくされる被災者にとっては、相当につらいものがあり、このようなことから、高地への集落移転のみ検討するのではなく、地域の実情に応じて、道路など公共施設の盛土や、被災地を盛土した新集落の形成、さらには、幅広避難路の整備など、二重、三重の防災機能を組合せた強いまちづくりについても、地域で主体的に検討していく必要があると考えている。

4 漁業者の生活支援等について

私としては、早期に災害前の生産レベルまで回復させる思いで取り組んでいきたいと考えているところであるが、当面の問題は、何よりも生産が軌道に乗るまでの間の、漁業者、流通加工業者等の生活や事業再開、資金の確保に関することである。

緊急的に雇用の維持や再建に向けた支援並びに漁業者、漁協、加工業者等の既往債務の特例措置等を図らなければ、肝心の地域住民がいなくなってしまう懸念があり、この点も初期の対応として十分考えなければならないことであると思われる。

5 漁協を核とした地域の復興について

同じく大きな被害にあった宮城県においては、新聞紙上等で見るとは限るが、「国営化による水産業の復興」及び「漁業権を民間に開放する特区」などの構想があるとの報道がされている。

本県の漁業は、宮城県に比べ相対的に事業規模は小さいものの、沿岸漁業を軸に地域に密着した増養殖や加工技術に対する意欲や向上心は高く、これまで地元漁業者及び加工業者等が様々な苦難を乗り越え、地域の環境保全や資源管理、そして加工振興等を図りながら沿岸域の地域経済を支えて来たところである。

宮城県の「養殖漁業権の開放」や「漁港の集約化」等の提案は、これまでの漁村の歴史的背景を無視し、食料生産の基盤であり、地域の雇用創出・文化の継承といった多面的な機能をも有する漁業・漁村再生を阻み、更なる地域の崩壊を招くものと考えている。

このことから、本県の漁業・漁村の復興にあたっては、被災した漁協の事務所復旧と漁協機能の早期回復を図るための全面的な支援をいただいた上で、「漁協を核とした地域の復興を図るべき」であると考えている。

岩手県東日本大震災津波復興委員会における提言

岩手県農業協同組合中央会
会長 長澤 壽一

県内の各農業協同組合（JA）の意見を踏まえながら、現時点で考える農業・農村の復興に対する要望、提言を述べます。

1. 被災農業者等の生活・経営再建対策について

農林水産業の復興に向けては、沿岸部を中心に、大きな被害を受けた農林漁業者や関連企業の生活・経営再建対策が重要です。

沿岸部の組合員等は、被災前からぎりぎりの状況で経営を維持している者が多く、再建に向けた低利の融資制度があっても、被災前の借入れの負担が重なると生産意欲の減退を招き、経営の再建は厳しい状況であります。

よって、農林水産業の再建に向けては、既存の債務と再興に必要な新たな借入が重なる「二重債務」を防ぐ対策を強く望むものであります。

2. 営農再開等に向けた支援について

3月11日に発生した東日本大震災に加え、4月7日に発生した最大余震により、本県内陸部における農地や用水パイプライン、さらにはライスセンターなどの農業共同利用施設などが重大な被害を被ったほか、組合員の拠り所であるJAの本支店や営農センターなども甚大な被害を被っております。

JAとしても早期復旧に向け全力で取り組んでいるところですが、その復旧には多額の費用が見込まれ、JAの経営はもちろん地域の営農に大きな影響を与えることが必至であります。

よって、農業生産基盤等の早期復興のため、施設の再編を踏まえた合理的・効率的な施設取得への支援が必要と考えます。

3. 沿岸地域の農業の復興対策について

- (1) 「新たな産地づくり」の観点から、沿岸特有の気象条件を生かすためには、施設型園芸を普及すべきと考えます。

農地面積の少ない地帯にあって、農地を効率的、有効に活用し、最少の投資で最大の効果を得るためには、施設型園芸が最適です。

そのためには、耕地整備のもとで、ブロック毎の作付作物の計画生産と充実した共同利用施設（例：選果場、集荷場等）の設置が必要と考えます。

- (2) 生産にあたっては、集落一体となった営農、つまり集落営農組織によることが、力強く農業生産を再興する道であります。

集落全体での取り組みは、一方では、地域の活性化にもつながるため、この組織づくりへの強力な支援が必要と考えます。

第3回岩手県東日本大震災津波復興委員会における提言

2011.05.13

委員 福田泰司

○論点2 「まちづくり」について

これまでの本復興委員会において示されてきた『復興の方向』の柱立てにむけて検討すべき事項」にもあるとおり、地域産業や日常生活の復興を支える地域公共交通の整備という観点から、鉄道という交通インフラのあり方を検討すべきと考える。

今後、県・沿岸部の市町村が中心となり、被災地域の復興計画が策定されていくものと思われるが、そのなかで、中心市街地や行政機関の移転等についても議論される可能性があり、津波被害を受けた沿岸線区の復旧にあたってはこうした地域全体の復興や「まちづくり」の計画策定と一体となって進めていく必要がある。

また、鉄道輸送にとって安全の確保は最優先課題であることから、復旧にあたっては、鉄道路線のルート選定をはじめ、津波対策の確実な実施が必要と考える。

今後「まちづくり」と一体となった計画策定を進めていくうえで、鉄道路線のルートが変更となる可能性もあるが、その際には新たな用地確保が必要となり、関係市町村や鉄道事業者単独では整理が困難となることが想定される。この問題を解消するため、用地確保についての支援を検討すべきと考える。

被災した沿岸部の鉄道施設は、駅舎・線路・橋桁の流失や埋没など深刻な被害が確認されており、復旧にあたっては新線建設と同等の大規模工事が必要となり、費用が莫大になることが想定される。現行法令に基づく整備手法では鉄道事業者に過大な負担となることから、国・地方自治体・事業者の連携のもと、「まちづくり」と一体となった鉄道整備を進めるため、新たな財源スキームの策定を検討すべきと考える。また、建設費用やメンテナンスコストを抑えるという観点から、新技術を活用した復旧手法についても検討すべきと考える。

復旧後も地域の足として路線を安定的に維持していくため、激しい災害に見舞われた鉄道施設の復旧とあわせて、鉄道事業者への運営に対する配慮や支援についても検討すべきであると考えます。

○論点7 「観光」について

観光は裾野が広く、農林水産業や食料品産業など他の産業への経済波及効果が大きい産業である。また、地域の資源を活かした観光への取り組みが、地域が元気になるためのきっかけづくりにもつながり、観光振興が復興に果たす役割は大きいと考える。

先ごろ、平泉文化遺産の世界遺産登録に向けて、イコモスによる「登録」の勧告が出されたが、東北で初めてとなる世界文化遺産の登録は、岩手の観光にとっても大きな力になることが期待される。平泉の文化的な価値を守り高めながら、ガイドや二次交通など観光客の受け入れ体制を充実するとともに、平泉効果を全県に波及させるための方策が必要と考える。

また、来年の4月～6月にはいわてデスティネーションキャンペーン（いわてDC）も予定されており、平泉の世界遺産登録を最大限活かしながら、いわてDCを地域経済の復興にいかにつなげていくかについて、自治体や関係団体が連携していくことが重要である。

「復興の方向」の柱建てについて

委員 遠藤洋一

《 Ⅰ 項目全般について（質問・意見） 》

1 復興ビジョン、復興計画の想定期間について

- ・第1回・資料3：「中長期想定、委員会の意見を踏まえ、今後定めて・・・」
- ・おおむね10年、という理解でいいか。

2 復興ビジョン、復興計画の全体構成について

- (1) 「二つの原則」はそれぞれ、個々の検討項目の中で顕現されている必要はなく、項目全体に取り組む中で具現化されるものと理解していいか。
- (2) 「復興に向けての基本理念」（第1回・資料3）は、第4回・第5回委員会において提示されるものか。
- (3) 7つの取組内容のうち、復興に向けて、短期的に取り組むべき、緊急性の高いものを先に配置した、取組みの時系列に沿った構成としてはどうか。
また、各取組内容毎の検討事項の配列についても、できるだけ時系列に沿った構成にすれば、段階的展望も明確になり分かり易いのではないか。
・取組内容6「経済産業・雇用」特に①～⑤の配列は、明快。

3 検討のスタンスについて

復興ビジョン・復興計画策定に当たっては、被災者・被災地の復旧・復興のみならず、全県的視野からの新しい社会・地域・組織の在り方についても検討していくべきか。

- ・取組内容5「医療・福祉」の②、③、⑥、内容7「観光」②、③等に顕著

4 取組内容1「市町村行政機能の支援」について

- (1) この表題は、市町村行政機能の（に対する）支援と理解してよいか。
- (2) その場合、全面的に該当するのは、(1)「市町村の行政機能の回復」記載の各項目のみとなるのではないか。
- (3) 今回、被災市町村の行政に対しては、県内外から様々な支援がなされてきていると思われるが、(2)及び(3)、特に(3)の②、③については、「まちづくり」以下の他の内容と同様、多様な行政主体の機能の（による）各分野・項目の取り組みに対する支援ではないか。

5 取組内容2「まちづくり」について

この内容の構成として、1「市町村行政機能の支援」(3)の「地域コミュニティの維持・再生」等も統合し、ハードとソフトの視点を合わせた内容の記載としてはどうか。

《 Ⅱ 4 「学校・教育」について 》

- 1 ①「きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実」について
 - (1) 検討事項の配列については、被災後の重点対応事項の時系列とすべき。
 - (2) 応急期の学校運営に関しては、「学校教育の早期正常化」との関連からも、前回述べた「避難所マニュアル」の作成等、今後の望ましい避難所運営の在り方にも言及すべきではないか。
 - (3) 「復興教育」は、今回の被災地限定の構想か、全県展開の構想か。
 - ア 前回提示した参考資料、阪神・淡路、防災教育検討委員会の「兵庫の教育の復興に向けて」等を参考にした構築・展開が望まれる。
 - イ 幼稚園・保育所から大学まで、それぞれの特色、地域の特色に応じて、何らかの形態で、県内の全校種において展開できないか。
 - ・本県で展開されている持続発展教育（ESD）も全校種での取り組み。
 - ウ 各校、各地域における「復興教育」の計画・実施に当たっても、前回提示した教育振興運動をもモデルに、家庭、地域の行政機関、企業等の参画、協力も得ながらの推進に心がけるべきではないか。
 - ・内容1(3)②「津波体験の伝承活動による体験の共有化」とも連携を。
 - エ 防災教育においては、学校ごとに地域の防災施設、警戒警報の活用、避難路の周知・誘導・活用等を踏まえた、前回提示した「避難マニュアル」等の整備・改訂・活用にも言及すべきではないか。
 - オ 「復興教育」の発展として、前回提示した、「復興教育推進の拠点」としての（研究）施設を設立できないか。
 - ・内容6「経済産業・雇用」⑤記載の「国際学術研究拠点」の一機能として位置づけることも可能か。新産業とのつながりで防災教育が展開できれば、防災教育の持続可能性の観点からも望ましい。
- 2 ②「社会教育・生涯学習環境の整備」について
 - (1) 地域連携の教育活動や子どもの居場所づくりは、全県で該当する項目。
 - (2) 将来世代を見据えた減災学習・教育の取組み支援を加えてはどうか。
 - ・内容1「市町村行政機能の支援」(3)「地域コミュニティの維持・再生」記載の検討項目も、上記の内容の一つと言える。すり合わせが必要か。
- 3 ③「スポーツ・レクリエーション環境の整備」について
 - (1) 検討事項の「施設の復旧整備」以外は、全県に該当する項目。より被災地に即した項目を追加できないか。
 - (2) 被災以前、各地域で盛んだったスポーツ種目再生への支援を検討しては。
- 4 ④「文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承」につて
 - 内容1「市町村行政機能の支援」(3)「地域コミュニティの維持・再生」②記載の「郷土芸能などの地域資源」の項目とのすり合わせが必要か。